

東京大学大学院総合文化研究科 助教 公募要項

1.	職名及び人数	助教 1名
2.	契約期間	2026年4月1日～2031年3月31日（予定）の5年間
3.	更新の有無	更新する場合があります。ただし、更新は1回限りとし、更新後の任期は4年とする。 更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科（東京都目黒区駒場3-8-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6.	所属	大学院総合文化研究科 広域科学専攻 関連基礎科学系
7.	業務内容	1) 大学院広域科学専攻関連基礎科学系の運営と教育・研究指導 2) 教養学部統合自然科学科（3・4年生）の運営と学生実験指導 3) 教養学部前期課程（1・2年生）の運営 4) 物性実験（光物性、超高速分光、テラヘルツ科学、レーザー科学など）を専門とする同専攻の栗原貴之准教授と協力して、専門分野の研究を行う。 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 参考 大学卒/25万円～ 修士修了/28万円～ 博士修了/34万円～ 諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円/月まで）の他、本学の定めるところによる。
12.	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
13.	応募資格	博士の学位を有するか、それと同等の学識を有すること。（着任までに博士学位取得予定の方も応募可。）
14.	提出書類	1) 東京大学統一履歴書（様式については以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ※記入要領については上記URLによらずに以下を参照ください。 https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf

		2) 研究業績リスト（原著論文、解説、学会発表、受賞等に分類） 3) 主要論文 3 編以内 4) 現在までの研究概要（A4 で 2 ページ）と今後の研究計画（A4 で 1 ページ）・教育への抱負（A4 で 1 ページ） 5) 応募者について所見を伺える方 2 名の氏名と連絡先
15.	提出方法	上記書類の電子ファイルを 1 つの PDF ファイルにまとめて、ファイル名に氏名を記載の上、以下の URL にアップロードすること。 https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/8541845682_utac_u-tokyo_ac_jp/EuN85dlx9yBFiFhscIe6pV0BtKvgztwHsCOut-GfTQoG5w ※数日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
16.	応募締切	2025 年 9 月 30 日（火）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。（オンラインの面接も可とする。対面の面接に際して交通費は支給されません）
17.	問い合わせ先	〒153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1 大学院総合文化研究科 広域科学専攻 担当：栗原 貴之 TEL: 03-5454-6754 e-mail: takayuki-kurihara+g.ecc.u-tokyo.ac.jp *電子メールの+は@に置き換えてください。
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙（屋外に指定喫煙場所あり）
20.	その他	・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：産前・産後休暇及び育児休業を取得したことにより雇用期間を延長することがある（詳細は東京大学における教員の任期に関する規則第 3 条による）。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。